

2 空き家のお悩み解消します!

利活用に役立つ制度を紹介

除却補助金 HP 4706
空き家流通推進 HP 767
☎ 住宅政策課 (☎825・2266)

こんな 空き家 はありませんか?

管理が
不十分な
空き家倒壊などの
おそれがある
空き家

- 固定資産税の軽減措置を受けられなくなる ※市から勧告を受けた場合
- 倒壊のリスク、近隣への迷惑（害虫・不法侵入など）

制度を活用して、早めの空き家対策を!

🏠 取り壊し費用を一部補助します

上限 50 万円

「空き家除却補助金」を活用してください

対象となる除却工事

1年以上空き家状態の木造住宅のうち、次のいずれかに当てはまるもの

- 放置すると著しく倒壊などの恐れがある
- 除却後、新たな土地利用が図られるもの（条件あり）

※①予算額に達したときは受付を終了する場合があります。
②申請書類など詳しくは、市ホームページを見てください。

🏠 活用・売買に向けて支援します

- 活用してもらいたいが活用方法がわからない
 - 手放したいが買い手がつかない
- などの悩みは、不動産などの専門家が解決に向けて支援する
「寝屋川空き家流通推進プラットフォーム」へ相談してください。

🏠 他にも住まいのいろいろな補助制度があります。 ※詳しくは17ページを見てください。

1 令和6年度から国民健康保険は府内統一に

国民健康保険料を決定

☎ 市民サービス部国民健康保険担当 (☎813・1182)

令和6年度から、
府内の全ての市町村で
国民健康保険料が
同じになります。

これまで続け
てきた市独自の
負担軽減ができ
なくなります。

その結果

保険料が
高くなります

市は、府に対して、これまでどおり

保険料が安くなるよう要望しています。

【年間保険料】(所得 210 万円、4人世帯の場合)

令和5年度 420,900 円 (市により 34,000 円の軽減)



市独自の軽減期間終了

令和6年度 471,443 円 (市による軽減なし)